

別紙

公開概要書

受付日	令和5年6月13日	回答日	令和5年6月22日	担当課	先端開発推進課
意見等の内容	<p>今回広報にて、告知端末新規設置を中止する旨あったが、なぜそのような方向になったのか理解できない。</p> <p>確かに情報収集の方法は多くあるが、市民に定着した一本化した方法は他にないと確信する。市民の安心・安全・知る権利は守られるのか。</p>				
回答の内容	<p>広報ますだの6月号で緊急防災放送装置（告知放送端末）の新規設置・故障交換の対象が変わります、とのお知らせを行ったところです。</p> <p>これは、これまですべての個人・事業所を対象にして設置を行ってきましたが、今年10月からは70歳以上の方のみ又は障害のある方がお住いの家屋を対象とするよう、変更することをお知らせするものでございました。</p> <p>この緊急防災放送装置（告知端末）の設置事業については、市民の皆様のご協力により設置が進んだことで、防災情報の提供手段として一定の効果を上げてきました。</p> <p>一方、ご指摘いただいている通り、アプリやメールなど情報伝達手段が急速に進歩・多様化しております。</p> <p>益田市においても「安全安心メール」「益田市防災アプリ」「益田市公式LINEアカウント」など、後で読み返せるように文字での情報提供を望む声も多いことから、市民の皆さまにご覧いただきやすいかたちでの情報提供となるよう努めているところです。</p> <p>今回設置対象を変更する緊急防災放送装置（告知端末）をはじめ、「安全安心メール」「益田市防災アプリ」「益田市公式LINEアカウント」など様々な手段を組み合わせ、市民の皆さまへの情報提供を効果的に行えるよう努めてまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。</p>				